

令和2年7月1日  
建設交通部指導検査課

## 建設業者の社会保険等加入対策の更なる強化について

～法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務化・全下請負人を社会保険等加入業者に限定～

京都府では、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保などの観点から、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等によって、公平で健全な競争環境を構築するため、建設工事請負契約書を下記のとおり改正し、社会保険等加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 主な改正内容

- ① 府発注工事の受注者(元請)に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める規定を追加
- ② 社会保険等に未加入である建設業許可業者<sup>※1</sup>が下請負人になることを全面的に禁止  
※1 「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。

【9/14補足】(注)関係法令により適用除外とされている場合は、未加入として扱いません。

#### 2 適用時期

令和2年10月1日以降に入札公告等を行う案件から適用

#### 3 留意事項

- ① 請負代金内訳書の記入例は別添のとおりです。なお、請負代金内訳書に明示する法定福利費の計算方法は、国土交通省の資料([請負代金内訳書への法定福利費の明示](#))をご参照下さい。
- ② 一次下請負人については、特別な事情がなく社会保険等に未加入であると判明した場合や、特別な事情があると発注者に認められたが、発注者の指定する期間内<sup>※2</sup>に加入が確認できる資料を提出できない場合は、契約違反として、受注者に対し、指名停止や成績評定の減点を行います。  
二次以下の下請負人については、特別な事情がなく、かつ、発注者の指定する期間内<sup>※2</sup>に加入が確認できる資料を提出できない場合は、契約違反として、受注者に対し、指名停止や成績評定の減点を行います<sup>※3</sup>。  
※2 原則30日以内。加入指導が適切に行われていると発注者が判断できた場合は、二次:60日以内、三次:90日以内まで延期可能。ただし、受注者と京都府の契約期間内。  
※3 二次以下の下請負人に係る契約違反に対する受注者への指名停止及び成績評定の減点については、令和3年4月1日以降に公告する案件から適用を開始。

# 請負代金内訳書

**別添**  
(記入例)

工種	種別	細目	日	単位	数量	単価	金額	備考

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

法定福利費の計算方法は、国土交通省の資料を参照して下さい

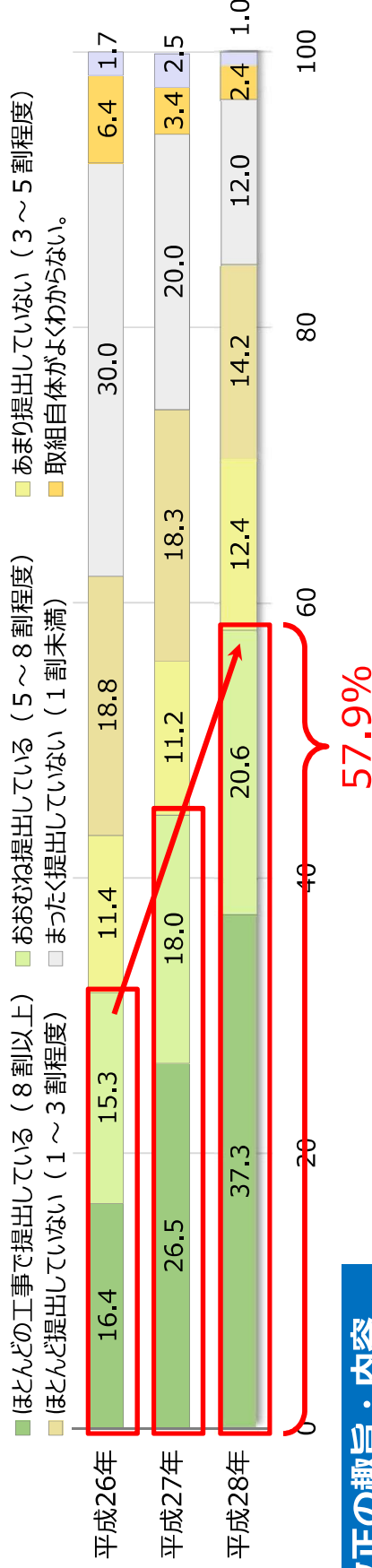
(法定福利費を明示して下さい) 円

## 現状

- 元請 - 下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、**法定福利費までは明示されていない**。
- 民間発注工事においては、従来、**法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない**。

## <見積書の提出状況(下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査(平成28年調査:回答数約3100件)



## 改正の趣旨・内容

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、**民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保される**ことが重要。
- **標準約款(公共/民間/下請)**において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、**法定福利費を内訳として明示**することを標準化。

【条文】(例: 民間約款・甲) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2. 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

# 請負代金内訳書への法定福利費の明示

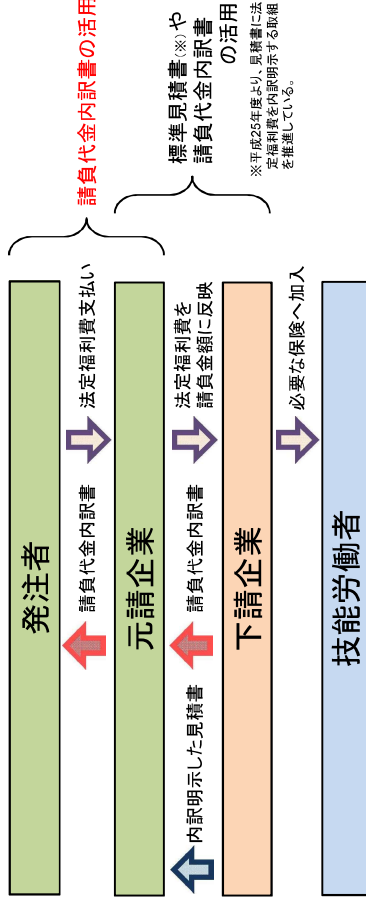
## ○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

(活用イメージ)



## <法定福利費の計算方法>

### ①労務費を算出し、法定福利費を求めめるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じること、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

### ②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

### ③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(発注者) 殿

(受注者) 住所:

氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事

契約年月日

工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
		.....		
工事費計				10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

## ○内訳明示する法定福利費について

### 【内訳明示の対象】

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例：社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

### 【内訳明示の方法】

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することも差し支えない。
- ・工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

## ○法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

## 法定福利費の明示にあたっての留意点②

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する（必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する）ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。